

INFORMATION

岐阜市女性センターは こんなところです

「女だから」「男だから」という意識にとらわれなくて自分らしく豊かに生きるために、男女が家庭や社会のあらゆる場で喜びや責任を分かち合う、「男女共同参画社会」をめざす、市民の活動拠点の場です。

学 び たい

男女共同参画社会の実現をめざして、啓発や女性の活躍支援となる講座を開催しています。

知 り たい

男女共同参画に関するさまざまな情報や用語説明を掲載した啓発誌などの発行や図書の出貸をしています。

交 流 し たい

市民参加型交流会や男女共同参画の交流イベントの実施。市民・市民団体・事業者と協働し、ネットワークを形成しています。

困 っ た

女性が抱えるさまざまな問題に、女性相談員や弁護士が相談に応じます。(下記参照)



岐阜市女性センター相談室

誰にも言えずに悩んでいませんか？ ひとりで悩まず心を開いて相談してください。秘密は厳守します。相談はすべて無料です。(2018年4月現在)

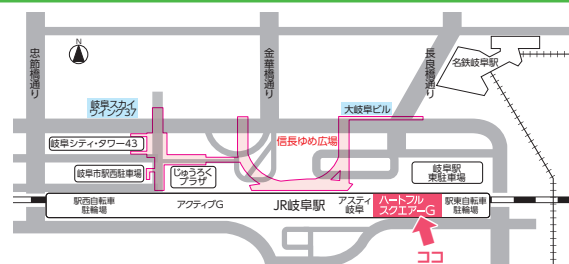
	相談名	相談内容	開催日	時 間	相談方法
電 話	電話相談	女性が日常生活で直面する様々な悩み	月曜日～土曜日 (休館日・祝日は休み)	10:00～16:00 (除く12:00～13:00)	☎ 0120-786874 ナヤムハナシ
	夜間電話相談		毎月第1・3金曜日	17:00～20:00	
面 談	法律相談	女性が出会う法律上の問題	毎月第2・3火曜日 (弁護士)		〈予約必要〉 予約電話 (058)268-1052
	心の相談	女性の心の不安や悩み	毎月第2水曜日 (カウンセラー)		
	家計相談	生活設計、教育資金、老後の蓄えなどの悩み	毎月第3木曜日 (1級ファイナンシャル・プランニング技能士CFP®)	13:00～15:00 20～30分/人	
	女性のための再就職相談	女性の再就職や転職に関する悩み 職場の人間関係の悩み	毎月第1土・第3水曜日 (キャリアコンサルタント・産業カウンセラー)		
	健康相談	育児の悩み、健康問題、女性特有のからだの変化	毎月第2・4土曜日 (看護師・助産師)		

お出かけお迎え！男女共同参画出張セミナー テーマ(例)

- 男女共同参画、はじめの一歩 ● ぎふの女性にエール！ ● 21世紀、「すべて」の人がともに輝ける時代に！
- 女子差別撤廃条約から男女共同参画社会へ ● デートDV…今の恋愛、本当にいい関係ですか？

ハートフルスクエア-G 利用案内

- 開館時間 9:00～21:00
- 休 館 日 毎月最終火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)
年末年始(12/29～1/3)
- アクセス JR岐阜駅中央改札口から徒歩2分



編集・発行

岐阜市女性センター 指定管理者：(公財)岐阜市教育文化振興事業団
〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエア-G内
TEL(058)268-1052 FAX(058)268-1057

ホームページ

岐阜市女性センター

検索

2018年2月発行

ともに輝く☆ぎふへ



2018

男女共同参画啓発誌

Light

vol.1

岐阜市
女性センター

男女共同参画社会 ってなあに？



Gender Equality

これからの男女共同参画社会は、
男女という「2色刷り社会」を
「単色社会」にするのではなく、
「多色刷り社会」にしていくことです。

すべての人が
幸せに
なるために！

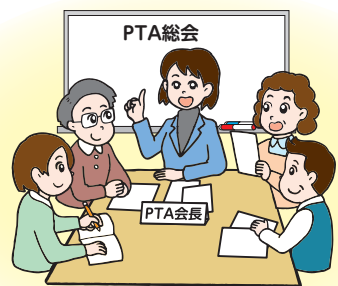
男女共同参画社会 ってなあに？

男女共同参画社会とは…

「その人らしく伸びやかに生きる」「性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、責任を分かち合いながらともに歩む」社会のことをいいます。
ですから、「自分は男女共同参画とは無関係」という人は存在しないのです。
国は、男女共同参画社会の実現をめざし、『男女共同参画社会基本法』を制定しています。
この法律は、**実質的な男女平等社会**を実現するための根拠となっています。



参画



「意思決定」の場にかかわることです

平等



「対等」ってことです

男女の間に
上下・優劣の
ないことです

基本法では、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を図っていくことを進めています。

男女共同参画社会基本法(1999年6月施行) ——「女」「男」である前に、ひとりの「人間」として——

●基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5つの柱

1

男女の人権の尊重

男女の差別をなくし、「女」「男」である前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2

社会における制度・慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事も学習も地域活動もできるようにしていきましょう。

5

国際的協力

他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

女らしさ、男らしさ、知らず知らずのうちに… 思い込んでいませんか？

今なお、「女だから…」などという人がいます。

女性ということだけで社会参画や就職の機会が奪われることがあってはなりません。また、パートナーからの暴力、性的嫌がらせ、ストーカー等から守る必要があります。そのため、歴史的にも軽視されがちな女性の立場や地位の改善にこれまで重点が置かれてきました。

しかし一方で、「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別役割意識に縛られ、男性も生きづらさを抱えていることがあります。

「ジェンダー」の意味をよく知り、「男女共同参画社会」を築いていきましょう。



イラスト：おおにしなおこ

ジェンダーとは…

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間は生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会的に作り上げられた「男性像」「女性像」があり、その別を(ジェンダー/gender)といいます。

ジェンダーの視点とは…

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担等につながっている場合もあり、これが社会的につくられたものであることを意識していこうとする視点のことをいいます。

これからの時代は、固定化された価値観を見直し、**性別にとらわれず同等に活躍できる社会**を目指しましょう。

ジェンダーの視点で考えると…



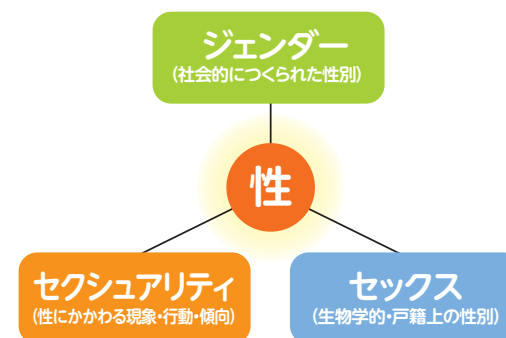
●多様な性について知りましょう

世の中には、多くの人たちとは異なる特徴を持つ人たちがいます。虹の色のように多様であり明確な境界線をひくこともできません。

「からだの性別」と「こころの性別」に不一致があって「こころの性別」にしたがって暮らしたいと望んでいる人、同じ性別の人を(も)好きになる人、生まれつき「からだの性別」の区別があいまいな人などがいます。こうした人たちは、性別に関して世の中の多くの人たちと異なる特徴をもつことから「性的少数者」(セクシュアル・マイノリティ)と呼ばれています。

男女共同参画社会は、誰もが「あるがままに自分らしく生きる」権利を尊重される、多様性のある社会です。

私たち一人ひとりが「性は多様である」という意識を持ち、「性的少数者」について、正しく理解しましょう。



これからの男女共同参画社会の実現とは…

男女という

「2色刷り社会」を「単色社会」にするのではなく、「多色刷り社会」にしていこう。

カラフル
Colorful!